

みなさんが普段何気なく行っている行為が実は他人の権利を侵害する行為である可能性があります。悪意がなかったとしても法律やルールで禁止されていることがあり、他人を危険にさらしたり迷惑をかけたりすることがあります。今回は肖像権と著作権についてご紹介します。

権利侵害の例

例1 肖像権の侵害

Aさんはよく友人と写真を撮影しSNSに投稿していました。たまたま通りかかった近隣の方が映り込んでいる写真を投稿したところ、コメントで映り込んだ近隣の方への悪口が書き込まれる事態に発展してしまいました。



例2 著作権の侵害

Bさんは漫画を定期的に購入しています。人気の漫画であるため、他にも読みたい人がいるだろうと、漫画をスマートフォンで撮影してブログに掲載しました。しかし、この行為は著作権法に違反するとして警察が訪ねてきました。

肖像権や著作権とは



肖像権

勝手に自分の顔や体の写真を撮られたり
写真を公開されたりしないための権利



著作権

自身の作品である「著作物」に対して創
作した人が有する権利

権利侵害にならないためには



他者が写り込んでしまった写真をインターネット上に投稿する際は、スタンプやモザイクなどを使って個人が特定できないように加工する必要があります。また、仲の良い友人であっても、撮影と投稿、両方の許可を相手から得なければなりません。

他者の作品を無断で掲載することはやめましょう。著作物によっては規約があります。どうしても掲載したい場合、規約に従うことで権利侵害に当たらないケースがありますが、むやみやたらに投稿しないことが権利を侵害しないための最善の方法です。



作者、脚本家、制作会社、演者、歌手、作曲家のほか、著作物には多くの権利者がおり、個人であっても肖像権があります。著作権や肖像権の侵害は犯罪であり、気づかずにやってしまったとしても処罰されます。SNSなどネット上に写真等を投稿するときには十分に注意する必要があります。